

市報第24号

変更契約の締結についての専決処分報告

市長専決処分事項指定の件（昭和28年3月2日議決）により、次のように変更契約を締結したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和7年12月4日

横浜市長 山中竹春

財政局

専 決 年 月 日	契 約 の 概 要 (下線部が今回の変更内容)				変 更 理 由
	契 約 名	相 手 方	議決・専決年月日 変 更 前	変 更 後	
7.8.18	さかえ住宅（仮称）建替工事（第2工区建築工事）請負契約	小俣・サカクラ建設共同企業体	7.5.15専決 契約金額 1,229,800,000円 完成期限 令和9年3月31日 6.12.19議決 契約金額 1,246,300,000円 完成期限 令和9年3月31日	契約金額 1,278,200,000円 完成期限 令和9年3月31日	工事に伴う発生土に想定以上のフッ素が含まれていることが判明し、当該発生土の処分方法を変更するため
7.8.21	旧上瀬谷通信施設公園（仮称）パークセンタ－2新築工事（建築工事）請負契約	同	7.6.5議決 契約金額 2,087,800,000円 完成期限 令和8年12月28日	契約金額 2,091,100,000円 完成期限 令和8年12月28日	公共工事設計労務単価等の改定に伴う特例措置により新単価を適用するため

7. 9. 8	同	同	<p>7. 8. 21専決</p> <p>契約金額 <u>2,091,100,000円</u></p> <p>完成期限 令和 8 年 12 月 28 日</p> <p>7. 6. 5 議決</p> <p>契約金額 2,087,800,000円</p> <p>完成期限 令和 8 年 12 月 28 日</p>	<p>契約金額 <u>2,132,900,000円</u></p> <p>完成期限 令和 8 年 12 月 28 日</p>	発生土の土質により、当該発生土の処分のための作業手順を見直す等のため
同	瀬谷小学校建替工事（第 2 工区建築工事）請負契約	株式会社 渡辺組	<p>6. 12. 19議決</p> <p>契約金額 <u>616,000,000円</u></p> <p>完成期限 令和 7 年 12 月 1 日</p>	<p>契約金額 <u>624,580,000円</u></p> <p>完成期限 令和 8 年 1 月 30 日</p>	関連工事の着手が入札の不調により遅れたため
7. 9. 12	環状 4 号線（北町地区）道路整備工事（橋りょう上部工）請負契約	J F E エンジニアリング株式会社	<p>6. 9. 25議決</p> <p>契約金額 <u>1,603,800,000円</u></p> <p>完成期限 令和 8 年 6 月 30 日</p>	<p>契約金額 <u>1,746,830,800円</u></p> <p>完成期限 令和 8 年 6 月 30 日</p>	関係機関との協議により橋脚等の架設工の作業時間帯を変更する等のため

同	東部児童 相談所（ 仮称）新 築工事（ 建築工事 ）請負契 約	株式会社 渡辺組	7.6.5専決 契約金額 892,320,000円 完成期限 令和8年2月13日	契約金額 928,307,600円 完成期限 令和8年2月13日	工期内に賃金等 の水準が著しく 変動し、契約金 額が不適当とな るため
			6.11.14専決 契約金額 878,130,000円 完成期限 令和7年12月26日	契約金額 864,600,000円 完成期限 令和7年12月26日	
			6.9.25議決 契約金額 864,600,000円 完成期限 令和7年12月26日	契約金額 864,600,000円 完成期限 令和7年12月26日	
同	矢向小学校建替工事（第1工区建築工事）請負契約	中鉢・レーベンホームビル ド建設共同企業体	6.12.19議決 契約金額 2,381,500,000円 完成期限 令和9年10月29日	契約金額 2,411,200,000円 完成期限 令和9年11月12日	編成すべき学級 数が増えること に伴い教室に間 仕切壁を設置す るため及び地中 障害物の撤去が 必要となったた め
			7.2.18議決 契約金額 5,772,800,000円 完成期限 令和8年12月28日	契約金額 6,349,200,000円 完成期限 令和8年12月28日	
			7.9.16	旧上瀬谷 通信施設 公園（仮 称）パー クセンタ ー1新築 工事請負 契約	
大林・大洋・京急 建設共同 企業体					実施設計の段階 における構造計 算の結果、構造 部材の追加設置 が必要となる等 のため

参 考

市長専決処分事項指定の件（抜粋）

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、次に掲げる事項中異例に属するもののほか、市長において専決処分にすることができる。

（第 1 号から第 5 号まで省略）

(6) 議会の議決を経た工事又は製造の請負契約について、次のいずれかの変更をする契約を締結すること。

ア 当該議決を経た契約金額の 1 割以内の範囲における変更（当該変更の額が横浜市議会の議決に付すべき契約に関する条例（昭和 39 年 3 月 横浜市条例第 5 号）第 2 条に定める額未満の場合に限る。）

イ 天候その他やむを得ない事由による完成期限、履行期限又は引渡期限の変更

（第 7 号省略）

地方自治法（抜粋）

第 180 条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

横浜市議会の議決に付すべき契約に関する条例（抜粋）

（市議会の議決に付すべき契約）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号の

規定により市議会の議決に付きなければならない契約は、予定価格 600,000,000 円以上の工事又は製造の請負とする。